

# 播磨国風土記・粒丘伝承考

—△国占め▽伝承の基盤と展開—

飯 泉 健 司

## 序

上代文学に限らず、古典文学と時代思潮とは密接な関係にある。ただ、各々の文芸は、それら時代思潮がそのままの形で表われるのではなく、文芸の場特有の論理を経ているはずである。

播磨国風土記に載る、粒丘伝承は、土地の占有を語るものであるが、その基には、どうすることが土地を占有することになるのか、という信仰的・儀礼的思想が横たわるはずである。が、その思想だけでは一説話として成立すべきはまずもなく、むしろ語られるという行為の中で△語り▽としての構成を経て成立していると考えらるべきであろう。

本稿では、まず、粒丘伝承を通して、上代における、

土地を占める思想を想定してみたい。そしてその思想を基盤にもちつつも、粒丘伝承が△語り▽として展開してきた過程について考えてみたい。

### 一、粒丘伝承における△国占め▽行為

まず「<sup>クニ</sup>国占め」の語について多少述べておきたい。クニには、天や海に対するクニとか、行政区画を示すクニとか、故郷としてのクニとかの意があると言われる<sup>(注1)</sup>。が、播磨国風土記の中では「国占め」(占国)の語は、当該の粒丘伝承以外に9例あり、記載箇所は、邑寶里・林田里・香山里・宇波良村・波加村と、里や村に多く、伊奈加川・伊加麻川・凍野・飯戸阜と、里や村の周辺の場所にも見られる。そこでは特に天や海に対してとか行政区画とか故郷とかの意は認められない。そこで本稿にお

いては、クニを、村落を中心としてその周辺にある生活空間としての山川野を含んだ一地方、ぐらゐの意で捉えておきたい。

また、「占む」という語は、「国占め」を含めて、播磨国風土記に十三例、出雲・常陸国風土記に各一例ずつあるが、そのほとんど——常陸国風土記の一例を除いては——が神の行為として描かれる点から、物理的な土地占拠のみならず、信仰的・呪術的な占有の意をも有する語と考えられる。「占む」については三章にて後述)

「国占め」の語自体は播磨国風土記だけに表われるものであるが、信仰的・呪術的にクニを占めるという思想は播磨特有のものではなからう。

以下、粒丘伝承の検討に入る。

(イ)粒丘 所<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>號<sub>ニ</sub>粒丘<sub>一</sub>者 天日槍命 從<sub>ニ</sub>韓國<sub>一</sub>度來  
到<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>宇頭川底<sub>一</sub> 而<sub>レ</sub>乞<sub>ニ</sub>宿處<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>葦原志擧乎命<sub>一</sub>曰 汝  
爲<sub>ニ</sub>國主<sub>一</sub> 欲<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>吾所<sub>レ</sub>宿之處<sub>一</sub> 志擧 卽許<sub>ニ</sub>海中<sub>一</sub>  
爾時 客神 以<sub>レ</sub>劍攪<sub>ニ</sub>海水<sub>一</sub>而宿之 主神 卽畏<sub>ニ</sub>客  
神之盛行<sub>一</sub> 而先<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>占<sub>ニ</sub>國<sub>一</sub> 巡上到<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>粒丘<sub>一</sub> 而  
澮<sub>レ</sub>之 於<sub>レ</sub>此 自<sub>レ</sub>口落<sub>レ</sub>粒 故號<sub>ニ</sub>粒丘<sub>一</sub> 其丘小石  
皆能似<sub>レ</sub>粒 又 以<sub>レ</sub>杖刺<sub>レ</sub>地 卽從<sub>ニ</sub>杖處<sub>一</sub> 寒泉涌  
出 遂通<sub>ニ</sub>南北<sub>一</sub> 々寒南温生<sub>水</sub>百 (播磨国風土記揖

保郡)

この伝承は四角で囲ったように国を占めることに、その主題がある。では、具体的にはどちらの神が、どのような行為によって国を占めたのか。

そこで粒丘伝承に表われている神の行為を挙げてみると、傍線・二重傍線を付した①②③がある。①は宿處を乞うもので、これは、常陸国風土記・筑波岳の伝承で神祖尊が「請<sub>ニ</sub>欲<sub>レ</sub>遇<sub>レ</sub>宿<sub>一</sub>」とあり、備後国風土記逸文(釈日本紀卷七)・蘇民將來の伝承で武塔神が「借<sub>ニ</sub>宿處<sub>一</sub>」とある、いわゆる異人款待譚に見られる表現である。それは特に八国占めVと関わる行為とは言い難く、むしろ、異人としての天日槍命を表わす、伝承上・表現上の行為と考えられる。

③の海水を攪く行為は、浪振る比礼・浪切る比礼を有するアメノヒボコ(応神記)が、海を占めた行為として、あるいは解釈することができるかもしれない。従来指摘されているように、この行為が、記紀の国譲り段でタケミカツチの「拔<sub>ニ</sub>十劍<sub>一</sub>擧<sub>ニ</sub>逆刺<sub>ニ</sub>立于<sub>ニ</sub>浪穂<sub>一</sub>、跌<sub>ニ</sub>坐<sub>ニ</sub>其劍前<sub>一</sub>」(記)、「拔<sub>ニ</sub>十握劍<sub>一</sub>、倒植<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>地<sub>一</sub>、踞<sub>ニ</sub>其鋒端<sub>一</sub>」(紀九段本文)という行為と関わるものとするならば、神が剣の上に出現したことを表わす行為ということになる。海水を攪くという行為は記紀の国生み神話にも見られる

が、そこでの儀礼的意味は尾畑喜一郎博士によれば海神の示現を乞う一つの呪的所作(注7)と説かれている。ならば粒丘伝承の③の場合も、神の出現にともない、神が海を占有したことを暗に物語っているのかもしれない。しかしながらここで注意しなければならないのが、話の展開上では、天日槍命が海を占有すること——八国占め——に主眼があるのではないということである。この部分の行為、文脈上では、後に「畏々客神之盛行」とあるように、あくまでも威嚇的な行為として描かれている。八国占めVのクニに海を含む例が無いことを考え合わせても、また文脈上からも③を八国占めV行為として認めることには無理があるろう。

次に④「巡上めぐりあがに於粒丘」について考えてみる。これは宇頭川を溯ったものであるが、巡り溯るとするのは、倭武天皇が巡狩した時に、  
幸大益河こがね 乘こがね 船のり 上のり 時(常陸国風土記行方郡)  
とあるように、巡行と関わるものであろう。ここから葦原志擧乎命に巡行神的一面を見出すこともできるのだが、「巡上」こと自体を八国占めV行為と断じることが躊躇される。

残るは②⑤⑥の三つである。結論から言えば、私はこの三つを八国占めV行為として考えたい。というのは、

他の八国占めV伝承にも表われる行為であるからである(後述)。その意義については次章にまわすとして、ここでは②⑤⑥を中心とした、当該伝承の解釈についてふれておきたい。

⑤食事と⑥杖立てとが八国占めV行為であろうことはしばしば説かれてきた(注10)。ところが従来、当該説話におけるこれらの行為の解釈については必ずしも意見は一致していない。岡田精司氏は、食事をする事によって国を占めたという例として当該伝承を挙げておられ(注11)、秋本吉徳氏は、「自口落粒」に注目して国占めに失敗したと説かれる。確かに

釜戸かまど 大神 從出雲國來時 以嶋村岡爲吳床  
坐而 釜置於此川 故號釜戸也 不入魚而  
入鹿 此取作鱸 食不入口 而落於地 故  
去此處遷他(播磨国風土記讃容郡)

のように、食べる事ができなかったら八国占めVは失敗して、神はその地を去るという伝承はある。だが、当該伝承では、「不入口」とは無い点、それから失敗したのならばその地を去るべきなのに葦原志擧乎命は去らない点、この二点から、吉野裕氏の言われるように「急いで」いた為に、粒をこぼしたと解したい。食べるという呪的な八国占めV行為は、一応完了したものと理解して

おきたい。

また、食事の後に「又」として杖立てが描かれている。そのことから、杖立て(⑥)は一見別伝を載せたものとも思われる。しかし、当国風土記では別伝を載せる場合、「二云」とか「又云」と表記することから別伝とは解されない。したがって、食事という行為と並行して行なったのか、あるいは食事と連続する行為として杖を立てたものと捉えるべきであろう。

以上のように当該伝承を理解した上で、△国占め∨行為としての②⑤⑥の意義について考えてみることにする。

## 二、△国占め∨行為の意義

まず、⑥「いひをせしたまひま食之」についてその意義を考えてみる。

食事をしたというのだが、このことについては、前述の岡田精司氏の意見がある。(注15)氏は、崇神紀十年条で武埴安彦の妻が、香山の土に対して「倭之物實」、即ち倭国の国魂であると言っていることに照らし合わせて、風土記の△国占め∨伝承における、食べる食物について、

大地から生ずる五穀をはじめとする作物(水辺の地では水産物)も、香山の土のように、ある条件を具えた場合には国魂を象徴するものとなり、そして

それを一定の宗教的手続きによって食う時、その土地の支配権を握ることになると信ぜられていたのだからである。

と説かれている。この説を考慮するならば、その土地で獲れた食物にはその土地の国魂——土地の霊がこもっているということになる。そのような食物を食べることによって、その地を支配するというのは、細かく言えば、その土地の霊を食べることによって、(注16)霊を服従・掌握することができ、その結果、その土地を支配する、ということであろう。してみると、△国占め∨行為としての食べる行為の意義は、土地の霊を掌握する、という点に見出せるのではなからうか。△国占め∨に際して同様に食事をするのは、

(口)邑寶里おほ上中 彌麻都比古命 治を井を滄を糧を 即云

吾占おほ三多國一 故曰三夫村一 治を井を處 號三御井村一 (讚容郡)

(ハ)飯戸阜 占國之神 炊いひをせしたまひま 於此處一 故曰三飯戸

阜一々形亦似三檜箕竈等一 (穴末郡)

があり、「占國」とはなはいけれども食事をする例は

(1)飯梨郷 郡家東南卅二里 大國魂命 天降坐時 當三

此處二而 御膳食給 故云三飯成神龜三年改字飯梨一

(出雲国風土記意字郡)

(2)大神 瀆<sup>いひつかしめし</sup>ニ 於此處<sup>こゝ</sup> 故曰<sup>ゆゑに</sup>須加<sup>すか</sup>一

(播磨国風土記宋禾郡)

(3)都麻里<sup>とま</sup>：ハ中略<sup>ちゆうりやく</sup>∨<sup>す</sup>所<sup>ところ</sup>以號<sup>を以てして</sup>都麻<sup>とま</sup>者<sup>なり</sup> 播磨刀賣<sup>はりまのたうり</sup>

與<sup>とも</sup>二丹波刀賣<sup>たんぱのたうり</sup> 一 堺<sup>さかい</sup>國<sup>くに</sup>之時<sup>とき</sup> 播磨刀賣<sup>はりまのたうり</sup> 到<sup>いた</sup>於此<sup>こゝ</sup>

村<sup>むら</sup>二汲<sup>ひく</sup>井水<sup>いづみづ</sup>而瀆<sup>いひつかしめ</sup>之<sup>を</sup> 云<sup>いふ</sup>此水有味<sup>このみづはあじあり</sup> 故曰<sup>ゆゑに</sup>都麻<sup>とま</sup>一

(託賀郡)

がある。これらは皆、米を食べているが、(4)都麻里のみは食事と共に井の水をも飲んでゐる。この井戸については注目すべき伝承がある。

すなわち、祈年祭の祝詞に

座摩<sup>あみすり</sup>の御巫<sup>みまひ</sup>の辭竟<sup>ことばはな</sup>へまつる、皇神<sup>みかみ</sup>等の前に白さく、生<sup>なま</sup>く井<sup>いづみ</sup>・榮<sup>さか</sup>く井<sup>いづみ</sup>・つ長井<sup>ながいづみ</sup>・あすは<sup>あすは</sup>・はひきと御名<sup>みかみ</sup>は白<sup>しろ</sup>して(延喜式卷八)

とあり、同じく延喜式卷九・神祇官西院坐御巫等祭神廿三座の中に「座摩巫祭神五座」として、「生井神・福井神社・綱長井神・波比祇神・阿須波神」の名が見える。この座摩の神とは住吉大社神代記では

。座摩神<sup>あみすりのかみ</sup>二前<sup>まへ</sup>、一名<sup>ひと</sup>為<sup>な</sup>婆照神<sup>はばてるのかみ</sup> (27行)

。號<sup>なづかひ</sup>為<sup>な</sup>婆天利神<sup>はばてんりのかみ</sup>。亦猪加志利之神<sup>いのけしりのかみ</sup>止<sup>とど</sup> (682行)

とあり、諸説の大凡に一致して説くごとく、イガシリ

イガシリ(居処知り)で土地を領知する神の意である(注19)とすれば、座摩の神とは土地の神ということであるが、そのことは

坐摩<sup>あみすり</sup>。是、大宮地の靈<sup>たまま</sup>なり。今坐摩の巫の斎ひ奉れ(注20)るなり(古語拾遺・神武天皇条)

とあるのに符号する。その座摩の神五柱のうち三柱の神が井戸の神である。残る二柱のアスハ・ハヒキ神は古事記にも見える神だが、『古事記伝』をはじめ諸注の言う通り、敷地の神と解してよからう。ここで注意したいのが、土地の靈であるイカシリ神として、敷地の神と共に井戸の神が祭られていることである。つまり、井戸の神と土地の靈とが極めて密接な関係にあるということである。更に言うならば、井戸の神にも土地の靈という意味合いがあったのかもしれない。万葉集の藤原宮の御井の歌(巻一・五二)で宮讚めに際し、その讚美の対象として井戸が詠まれるのもそのようなことを考えさせるのに十分な例である。

話を八国占めVに戻すと、(3)都麻里で播磨刀賣という国名を名に負うた女性が、真奈井式の神聖な井戸の水を飯と共に飲食するのも一種国魂的な米と水とを食べ飲むことによって土地の靈を掌握しようとしたもの、と読み取ることができる。(3)などもある種の八国占めV伝承と

することもできよう。(四)邑寶里で「治井」とあるのも同様に考えられる。

粒丘伝承の場合も、葦原志舉乎命は天日槍命自体に対してではなく、むしろ、土地の靈に対してそれを掌握せんが為に食事をしているものと考えられる。ここで、八国占めV行為の意義としてまず挙げられるのが、土地の靈=国魂の掌握ということである。その一つの手段として飲食することがあったのだから、更にこのことを追究する為に、八国占めVに際して土地の靈を掌握しようとした伝承と考えられるものについて考えてみる。

(二)三處郷 即屬郡家 大穴持命詔 此地田好 故吾御地占 詔 故云三處(出雲国風土記仁多郡)

(六)宇波良村 葦原志許乎命 占國之時 勅云「此地小狭如三室戸」故曰表戸 (宋末郡)

(七)讚容郡 所云讚容者 大神妹妹二柱 各號占國之時 妹玉津日女命 捕臥生鹿 割其腹二而種稻其血 仍一夜之間生苗即令取殖 爾大神勅云 汝妹者 五月夜殖哉 即去他處 故號

五月夜郡 神名費用都比賣命 (讚容郡)

(二)は「田好」と土地を讃めている。そのことは八国占めVとどのように関わるのか。そこで土地讃めについて

考えてみる。

大和には 群山あれど とりよるふ 天の香具山  
登り立ち 国見をすれば 国原は 煙立ち立つ 海  
原は かもめ立ち立つ うまし国ぞ あきつ島 大  
和の国は (注22) (万葉集卷一・二番歌)

この歌は、「うまし国」と土地を讃めているが、その讚美の具体的要因は「煙立ち立つ」「かもめ立ち立つ」である。この煙とかもめとは国靈・水靈を表わすという(注23)即ち、二番歌の場合、土地讃めとは土地の靈に対して為されていることになる。この歌は、豊穰を予祝する国見歌である。その基には、土地の靈を叱咤激励することによって豊穰たらしめるという思想があるのである。土地を豊穰にさせるといふことは、生産を確保することである。その点で言えば、生産を大きく左右するものとして考えられていた土地の靈を掌握する為の一手段として、土地讃めがあったことが窺える。(二)三處郷もそのような意味において理解されるべきであろう。

(六)宇波良村では「小狭如三室戸」と発言している。土地に関して「小狭」というのは、

(4)狭野村 別君玉手等遠祖 本居川内國泉郡 因土地不便 遷到此土 仍云「此野雖狭 猶可居也」故號狭野 (揖保郡)

(5) 須佐郷 郡家正西一十九里 神須佐能衰命詔「此國

者雖（たゞ）小國（こくに）國處在（くにのあたりに） 故我御名者 非（たゞ）著（たゞ）木石詔

而（しか）即已命之魂（おののたまひのたまへ） 鎮置給之（しづめたまひたまへ） 然即 大須佐田小須

佐田定給 故云須佐 即有正倉（まがら）

（出雲国風土記飯石郡）

があり、その土地に居住したり、御魂を鎮めることからすれば、決してマイナスのイメージを持つものではなからう。むしろ(5)などからすれば、一種の土地讚美的意義を読み取ることまでできる。そのことは「狭布之稚國」(意宇郡・国引き伝承)の語をみても窺える。また、(6)の「如室戸」というのは地勢を言っているわけだが、そのような地勢は、

(6) 御室山 郡家東北一十九里一百八十步 神須佐乃乎

命 御室令造給 所宿 故云御室

（出雲国風土記大原郡）

のように、神の宿るべき土地であり、やはり土地讚美的意味合いを含む。(6)宇波良村の場合も、そのような土地讚美的発言によって土地の霊を掌握して八国占めVをしようにしたものと理解される。

次に(7)讚容郡では、鹿の血に稲を種くことによって苗を異常成長させている。この場合、鹿は作物の豊穰を予祝する為の一種の供儀である。同様の供儀の例は、『古

語拾遺』の「御歳神」条に、御歳神の祟りを牛の穴等をもつて祭り鎮めた伝承がある。御歳神は穀霊神、更に一種の土地の霊的存在に對して、供儀が供されていること

からすれば、(7)讚容郡の場合も、穀霊として土地の霊に對して鹿(の血)を捧げたことになる。換言すれば、

供儀によって土地の霊の靈力を掌握したことを意味するのである。その結果、玉津日女命が国を占めることができ、大神はその土地を去ったと読み取ることができる。

以上のように、八国占めVの際に、飲食・土地讚め等によって土地の霊を掌握するというのは、八国占めVが単に物理的な土地占拠ではなく、占拠後の土地経営——信仰的な土地の生産をも視野に入れた行為であったためと考えられる。

さて、粒丘伝承における次なる八国占めV行為として

は、⑥「以杖刺地」即ち杖立てがある。同様に杖を立てる伝承は、

(7) 一云 大神爲三形見 植御杖於此村 故曰御形

（播磨国風土記穴末郡）

がある。ここでは杖を「形見」としている。他に杖を立てる伝承を探してみると

(8) 余、以三其御杖、衝立新羅國主之門、即以三墨江大

神之荒御魂、為三國守神、而祭鎮、還渡也(仲哀記)

があり、神の荒御魂を鎮める為の行為として杖を立てている。(8)と同一場面を日本書紀では

(9)即以<sub>二</sub>皇后所杖<sub>一</sub>、樹<sub>二</sub>於新羅王門<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>後葉之印<sub>一</sub>。

(神功皇后撰政前紀)

とある。矛と杖とは厳密には区別を要しようが、どちらも棒状のものという点で捉えてみると、紀ではそれが印であるという。記紀を照らし合わせてみるに、その印とは、荒御魂を鎮め祭る印であったと諒解される。即ち、神鎮座の印であったのだろう。してみると、

(1)所<sub>三</sub>以稱<sub>二</sub>談奈志<sub>一</sub>者 伊和大神 占<sub>レ</sub>國之時 御志

植<sub>二</sub>於此處<sub>一</sub> 遂生<sub>三</sub>楡樹<sub>一</sub> 故稱<sub>二</sub>名談奈志<sub>一</sub>(揖保郡)

というのも、何を立てたのかははっきりしないが、杖の如きものを立てて、神の御魂を鎮めた御志であるということになる。(注26)粒丘伝承で杖を地に刺す行為も同じように、神の御魂を鎮める形見として、強いては、神の鎮座を標示することによって国を占めているものと考えられる。

同様に八国占めVに際して、神の鎮座の標示を語ると考えられるものとして、

(イ)御方里<sub>上</sub> 所<sub>三</sub>以號<sub>二</sub>御形者<sub>一</sub> 葦原志許乎命與<sub>三</sub>天日

槍命<sub>一</sub> 到<sub>二</sub>於黑土志爾嵩<sub>一</sub> 各<sub>三</sub>以<sub>二</sub>黑葛三條<sub>一</sub> 着<sub>レ</sub>足

投<sub>レ</sub>之 爾時 葦原志許乎命之黑葛 一條落<sub>二</sub>但馬氣多郡<sub>一</sub> 一條落<sub>二</sub>夜夫郡<sub>一</sub> 一條落<sub>二</sub>此村<sub>一</sub> 故曰<sub>三</sub>三條<sub>一</sub> 天日槍命之黑葛皆落<sub>二</sub>於但馬國<sub>一</sub> 故占<sub>二</sub>但馬伊都志地<sub>一</sub> 而在<sub>レ</sub>之 (穴禾郡)

がある。高田昇氏は、

(10)于<sub>レ</sub>時 其幡飛往 墮<sub>二</sub>於御原郡姬社之社<sub>一</sub> 更還飛

來 落<sub>二</sub>此山道川邊<sub>一</sub>之 因<sub>レ</sub>此 珂是古自知<sub>三</sub>神之在處<sub>一</sub> (肥前国風土記基肄郡)

(11)尾張國風土記<sub>中</sub> 曰 丹羽郡 吾縵郷<sub>二</sub>八中略<sub>一</sub>：

縵去落<sub>二</sub>於此間<sub>一</sub> 乃識<sub>レ</sub>有神 因<sub>レ</sub>豎<sub>レ</sub>社

(釈日本紀卷十)

という伝承中の「落ちる」ことを参考として、(イ)御方里の「落ちる」を「土地占有の意を含む特定の用語である」とされた。(10)(11)では落ちることによって神の居場所を知ったり、その地に社を建てたりするのである。つまり、神の鎮座と(神の)物が「落ちる」ということが結びついて語られている。(イ)御方里の場合も、黒葛が落ちる(あるいは投げる)行為の背後に、神の鎮座の標示の意義を読み取ることができよう。

そこで、八国占めV行為の二番目の意義として、神鎮座の標示ということを挙げたい。



粒丘伝承に話を戻すと、ここで一つ注意しておきたいのは、葦原志舉乎命が、食事をしたり杖を立てたりする前に、④「巡上」<sup>めぐりのぼり</sup>とある点である。葦原志舉乎命は「國主」<sup>くにぬし</sup>と書かれて<sup>注28</sup>いるが、この「巡上」の表現からすると、先述のように巡行神的な神として描かれている。つまり、粒丘伝承での神の鎮座とは、巡行神的な神の鎮座ということになる。更に言うならば、八国占めVとは、元来その地に居る神ではなく、外からやってきた巡行神的な神によって為されるものであったのかもしれない。

さて、粒丘伝承において八国占めV行為として考えられる中で残るのは②「許海中」である。これは、天日槍命の上陸を認めないというものである。この場合、天日槍命は「客神」<sup>まねびのかみ</sup>——外部神、葦原志舉乎命は「主神」<sup>あはりのかみ</sup>——土地神として描かれている。当該伝承では最終的にどちらの神が国を占めたのか書いてはいないが、先の⑥食事⑥杖立ての行為からすれば、葦原志舉乎命が国を占めたのであろう。その傍証として、垂仁紀三年条では「一云」として、天日槍は初め播磨国宍粟邑にやってきたが、諸国を転々とした後、但馬国に住處を定めたと<sup>あてころ</sup>いうから、やはり播磨では八国占めVを為すことができなかったと解するのが穏当であらう。ならば、葦原志舉乎命側から見れば、外部神の天日槍命の侵入を許さなかつ

たということになる。そこで、八国占めV行為の三番目の意義として、外部からの侵入を防ぐ、ということ<sup>注29</sup>を挙げておくべきであらう。

同様な例として、先に取りあげた(ハ)讚容里がある。ここでは、贊用都比賣命——土地神が、大神——外部神の侵入を防ぐという形をとっていると読むことができよう。

ここで一度、粒丘伝承における八国占めV行為の意義を整理しておく<sup>注30</sup>と左の通りである。

- ①土地の霊の掌握
- ②神の鎮座の標示
- ③外部侵入を防ぐ

この三つの意義を、他の、「国占め」「占む」と書かれた伝承にあてはめてみると、表Aのように、それぞれの伝承で為されている行為にも、①②③のうちのどれかの意義にあてはめることができる。

表A

		八国占めV行為の意義	
伝承	粒丘	①土地の霊の掌握	②神鎮座の標示
(ハ)讚容里	食事		③外部侵入を防ぐ
	食事	①土地の霊の掌握	
	杖立て		②神鎮座の標示
	天日槍命		③外部侵入を防ぐ

イ 飯戸阜	食事		
ロ 三處郷	土地讚め		
ハ 宇波良村	土地讚め		
ニ 讚容郡	苗を供儀によつて異常成長		大神
ホ 談奈志		御志立て	
ヘ 御方里		黒葛を投げ(落とす)	
※1 (リ) 波加村		(先に到る)	(伊和大神)
常陸国風土		①。標槍置 ②。塚掘	
※2 (ヌ) 記 夜刀神伝承	④ 爲三神祝ニ永代敬祭	③。初占其谷ニ	④ 神蛇避隱

※1 波加村 「占國之時」 天日槍命 先到ニ此處ニ 伊和

大神後到 於是 大神大恠之云 非ニ度先到之乎 故曰波加村(六禾耶)

この伝承は、外部側の視点——伊和大神側の視点で語られる。天日槍命は、先に到って何か標示をしておいたこと、それによって伊和の大神がその土地に入れず、恠んだことを窺い得る。

※2 (ヌ)については神の行為ではないが、そのことについては四章で触れる。

以上、粒丘伝承を中心に、△国占め▽伝承における

△国占め▽行為の意義について考えてきた。だが、このことは単に△語り▽の上のみのことであるうか。

そこで、①②③④のような手続きの行為が土地占有に必要であるという思想を、上代に広く想定し得るか否かの検討を次章で試みることにする。

### 三、土地を「占む」思想

上代において新たな土地へ移り住むことを国家的に考えた場合、遷都ということがある。新たな宮地を「占む」のだが、藤原宮遷都の場合、

(12) 甲子、遣ニ使者一 鎮ニ祭新益京(持統紀五年十月)。  
丁亥、遣ニ淨廣肆難波王等一 鎮ニ祭藤原宮地。(同六年五月)

と遷都以前に使者を派遣して宮地を鎮め祭らせている。同様の例は、延喜式臨時祭式にも「鎮ニ新宮地祭」というのがあるので、藤原宮遷都の場合のみのことではないようである。また、播磨国風土記では

(13) (伊勢野) 所ニ以名ニ伊勢野ニ者 此野毎ニ在ニ人家ニ 不得ニ靜安ニ 於是 衣縫猪手 漢人刀良等祖

將居此處一立社山本敬祭 在山岑ニ神 伊和大神子 伊勢都比古命 伊勢都比賣命矣 自此以後 家々靜安 遂得成里 即號ニ伊勢(揖保郡)

とあり、土地神である伊勢都比古命・伊勢都比賣命を祭ることによって初めてその地に里を作ることができたことを伝える。(12)の場合、その鎮め祭る対象は不明だが、その土地に居る、何か霊的なモノであったのだろう。言うならば、土地の霊ということになる。土地の霊を鎮め祭るといふのは、一種、その土地の霊の祭祀を掌握するということにつながっていかう。先の八国占めV行為の意義の①に対応する考えである。

次に視点を変えて、「占む」それから、それと同一語義と考えられる「標」という言葉自体から古代の土地を「占む」思想を考えてみる。

(14)標 (俗) 谷アラハス スフ スエ アグ シルス シメ シルシ

(観智院本類聚名義抄仏下本五十)

これによれば、シメとはシルシ＝標示であったことがわかる。(正字通によると標と標は通じるといふ)万葉集では

(15)大伴の遠つ神祖かむぢの奥つ城は著く標しめ(之米)立て人の知るべく(卷十八・四〇九六)

と神祖の存在を人がはっきりとわかるようなししとしての標しめが歌われている。それは逆に言えば、霊的な存在の標示として標しめがあったのだということであり、先の⑫神鎮座の標示と対応するものである。更に

(16)かくしてやなほや守らむ大荒木の浮田うきの社の標しめ尔にあらなく(注30)に(卷十一・二八三九)

と恋歌ではあるが、その背後に現実としての浮田うきの社の様子が歌われている。それは社——神の鎮座する場所に標しめがあり、その標の中へは外部から入ることができないというものである。神の鎮座に伴い、外部から侵入することができなくなる。これなどは⑫⑬同様の思想を「標」という語自体が含み持っていたことを窺わせる例である。

それでは次に、実際問題として土地を占有する場合、儀礼的に①②③に対応するものがあつたのかどうか考えてみる。

(17)凡て、神殿みみか・帝殿みかどを造り奉らむことは、皆神代つかきの職に依るべし。齋部いはいの官つかさは、御木みぎ・鹿香かかの二郷の齋部を率て、伐るに齋斧いはいを以てし、掘るに齋鋤いはいを以てす。然る後に、工夫手たくみを下して、造り畢まへて後に、

齋部いはい殿みみか祭まつし及門祭かどまつしりて、乃ち御坐おほますべし。

…八以下略V (古語拾遺・遺りたる四)

右では、「御坐おほます」前段階として殿祭みみかと門祭かどまつとを行なっている。そのうち殿祭みみかとは、延喜式卷八に載る大殿祭の祝詞によると

(18) ……皇御孫の命の天御鷲・日の御鷲と造り仕へまつ

れる瑞の御殿みよりのみや古語にあら。汝屋船の命に天つ奇し護言をまもりのことば古語にふすしいもちて言壽き鎮め白さく、これの敷き

ます大宮地の底つ磐ねの極み、下つ綱ね、古語に番繩の類、これを綱

ねとい這ふ虫の禍なく、高天の原は、青雲の靄たなびく極み、

天の血垂り飛ぶ鳥の禍なく、掘り堅めたる柱・桁・

梁・戸・牖まどの錯さかひ古語にきかひといふ、動き鳴る事なく、引き結

へる葛目の緩び……以下略V

とある。この部分、鈴木重胤の『延喜式祝詞講義』(九之巻)によると、延喜式卷七・踐祚大嘗祭式に

(19) 凡在京齋場者…ハ中略V…到京即先鎮祭其地。

乞造酒兒先執齋歛始掃地。并掘院四角柱堀。

とあるのに符号する行為であるという。このことを参照するならば、(18)の大殿祭の祝詞についても、宮殿の安泰を祈る際の一つの呪術として、宮地を鎮め、その地の災の無きことを願うという意の詞として理解できる。(17)の殿祭も(18)同様に、土地を鎮め祭る——土地の霊を鎮めることによって掌握するような内容を持っていたと考えられる。①に近い思想が窺える。

また(17)の門祭かどまつりも延喜式卷八・御門祭の祝詞によると、(20)「くし磐牖・豊磐牖の命と御名を申す事は、四方内

外の御門に、ゆつ磐むらの如く塞りまして、四方四角より疎び荒び來む、天のまがつかひといふ神の言はむ悪事に古語にまがことといふ。あひまじこり、あひ口會へたまふ事なく、上より往かば上を護り、下より往かば下を護り、待ち防ぎ掃ひ却り、言ひ排けまして、

……以下略V

とある。ここでは外部から侵入してくる邪霊を防ぎ払う詞が見え、そうすることによって宮殿の御門の神を祭つたものと考えられる。(17)の門祭も同様のものと考えられる。先の㊦に類似した思想が窺える。

確かに、(19)(20)のそれぞれの祝詞全体の目的とするところと必ずしも一致するとは言えないが、①㊦に類似した思想をこれらの祝詞の背後に想定できよう。そしてそれら(19)大殿祭・(20)御門祭は、(17)古語拾遺によると、一連の儀礼的行為の中で行なわれていることに注目したい。つまり、土地の霊を鎮め祭って掌握して、更に外部からの侵入を防いだ後に、「御坐す」即ち鎮座する、ということが一連の呪的行為であったことを十分に考えさせる例である。要するに①㊦㊦のような意義をもつ行為が、実際に土地を占める時には別個に独立して行なわれていたのではなく、それぞれ関連し合っ一連のものとして行なわれていたものと考えられる。無論、実際問題として

は、その土地に住むことが最終的な目的であるのだから、新しく住むべき人々にとってみれば自分達の斎く神の鎮座ということが中心的な行為となるはずである。実際の土地占めとしては、神の鎮座の一つの手續き・一手段として、土地の霊の掌握や外部侵入を防ぐことが必要であったのだろうと考えられる。

以上のように、「占む」「標」の語義、及び実際に土地を占める場合から考えて、△国占め▽伝承に見られた△国占め▽行為の意義①②③は、上代に広くあった、土地を「占む」思想を反映していると考えられる。そして△国占め▽——土地占めとは、一回的なものではなく、①②③のような行為が継続的に行なわれることによって為されるものである。

#### 四、△語り▽としての粒丘伝承

以上のように△国占め▽伝承の基盤には、上代における土地を占む思想があることを述べてきたが、本章では、△国占め▽伝承の中での粒丘伝承の位置を考えることによって、△語り▽としての展開の程を述べてみることにする。

先の表④を一瞥して気がつくのは①②③を三つとも備えているのが粒丘伝承と(夜)夜刀神伝承のみであるという

ことである。△国占め▽の儀礼に①②③が必要であったのならば、他の伝承にも皆①②③が語られてもよいはずである。にもかかわらず、そのうちの一つのみを語る伝承が多いのは何故か。まず考えられるのは、伝承の基盤にあった儀礼が略式化していたことであるが、一つの意義しか語らぬ伝承があまりに多いことから全ての伝承について儀礼の略式化をあてはめるわけにはゆかない。むしろ伝承上の問題として捉えるべきであろう。また、風土記編纂時の、伝承の分断とも思われるが、しかしその場合、各伝承内部から分断の形跡を立証せねばならない。

次に考えられるのが、各伝承を作った者の語ろうとする目的・意識が違っており、その目的・意識によって①②③が選ばれているのではなからうか、ということである。これは逆に言えば、①②③の意識の差に基づくものである。そこで、伝承として①②③を語る場合の、それぞれの意識・目的を検討してみる。そのことから三つの意義を有する粒丘伝承を考えてみたい。

まず①のみを語る(夜)夜刀神は、一神のみが登場する伝承である。それに対して、当然ながら②を語るものは二神が登場する。一神と二神とでは意識の差が予想されることから、取り敢えず①と②とを対比させながらこの問題を考えてゆくことにする。

㊦について言えば、粒丘伝承において㊦の場面では、天日槍命を「客神」として、葦原志舉乎命を「国主」「主神」と書いているように、葦原志舉乎命側——土地側内部からの視点である。「國主」「主神」に拘るならば、一度国を占めたという事実があるか、あるいは今後当然その神が国を占めるべきであるという確信があるはずである。だからこそ外部の侵入を防ぐということになるのである。その点で㊦は土地内部からの視点である。そのことは、今現在も土地内部に占拠しているという前提を必要とすることから、その土地の占有が継続していることを語ろうとする意識を㊦の背後に読み取ることができよう。(㊦)讚容郡でも讚容郡の記事として載るところから、大神側の視点(注33)外部側ではなく、後半の「去他處」の表現からすれば、玉津日女命|||贊用都比賣命(土地神)側の視点、即ち土地内部からの視点で語られている。

一方㊠を見るに、(㊠)(㊡)(㊢)では登場する神はもともとその土地に居た神であるとは伝えていない。むしろ、粒丘伝承で㊠の行為(食事)の直前には「巡上」とあるように、巡行する神であり、その点で言えば、外からやってきた神であるという語り口になっている。(この場合、先の㊡「許海中」の場面とは視点が異なる)(㊠)(㊡)(㊢)は

土地名と神名とが符号(注34)しない点(㊦)讚容郡では、冒頭は「贊用都比賣」|||土地神ではなく、「玉津日女命」と記している点で、㊠を語る場面では土地神|||内部側の視点では語っていない)などからしても、㊠は外部者としての視点で語られていることが窺えよう。外部者ということからすれば、その土地は未知の土地であり、初めての地である。そのような地を占めたことを語るのは、△国占め▽の原初を語ろうとしているのである。つまり、㊠は外部からの視点で、占有の原初を語ろうとする意識と読み取ることができる。

残るは㊦の意識である。㊦は神鎮座の標示ということから、(伊)御方里で「故占|||但馬伊都志地|||而在之(注35)」とあるように、神の土地占拠の事実を語ろうとしたものと考えられる。そして臆測を逞しくするならば、万葉集卷十一・二八三九(10)に窺えるような民族的集団意識も働いていたのではなからうか。

それはさておき、㊠㊦の関係を考える時、その語る順序は一定ではなからうし、また、伝承の基盤にある儀礼自体が略式化していたり、そのうちの一つの行為が欠落していた場合も考えられる。が、伝承として語ろうとする時、語り手の視点や意識によって、基盤となる儀礼的行為の捉え方や語り方に差が生じてくるものと考えら

れるのである。伝承として語る場合、儀礼的行為としての八国占めVの意義を離れて、各伝承の意識・視点の違いによって八国占めVは様々な形をとるはずである。

八国占めVの原初を語ろうとするのか、土地占抛の事実を語ろうとするのか、八国占めVの継続を語ろうとするのか、その意識・目的の違いによって、伝承上で語られてくる八国占めV行為も違ってくるのである。①のみ、②のみを語る伝承の差はそのように考えることができよう。

では、①②③の三つの意義を同時にもつ粒丘伝承はどのように捉えればよいのか。①②をもつ点で、内部・外部の視点を兼ね備え持つこの伝承は、ある意味では一貫性のない、特異な伝承である。そこで同じように①②③をもつ(夜)夜刀神伝承を取り上げてみる。

(古)石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世有入箭

括氏麻多智 截自郡西谷之葦原 壱關新治田 此  
時 夜刀神 相群引率 悉盡到來 左右防障 勿

令耕佃…ハ注記略V…於是 麻多智 大起怒情

着被甲鎧之 自身執仗 打殺駢逐 乃至山口

標檢置堺堀 告夜刀神云 自此以上 聽爲

神地 自此以下 須作入田 自今以後 吾

爲神祝 永代敬祭 冀勿崇勿恨 設社 初祭者

即還 發耕田一十町餘 麻多智子孫 相承致祭

至今不絕 其後 至難波長柄豐前大宮臨軒天皇

之世 壬生連磨 初占其谷 令築池堤 時

夜刀神 昇集池邊之椎株 經時不去 於是磨

舉聲大言 令修此池 要在活活民 何神誰祇

不從風化 即令役民云 目見雜物 魚虫之類

無所憚懼 隨盡打殺 言了應時 神蛇避隱 所

謂其池 今號椎井池 (常陸国風土記・行方郡)

この伝承は神の八国占めVではない点、他の伝承と一線を画す必要があるが、土地占有を語るという性質から八国占めV伝承の一つとして捉えることができよう。

まず④のように、開拓者(外部者)麻多智による、土地神たる夜刀神の祭祀——土地神の掌握(①)を語る。と同時に税を置いて、土地占抛を標示(②)。次に時が経ち、⑤のように壬生連磨が土地占抛している事実を述べ、④では、磨が、占抛後に外部から侵入しようとする夜刀神を避け隠れさせている(③)。このように(夜)夜刀神伝承では、粒丘伝承同様、土地占有に際して①②③を同時に語り伝えている。その点で両者の、伝承としての性格は近似している。(夜)で注目したいのが、外部↓内部という視点の移動にともない、土地占有の原初(①)

↓土地占拠の事実(㉑) ↓土地占有の継続(㉒) という一つのストーリーをもって語られている点であり、物語性に豊んでいる点である。そのストーリーとは、土地占有の歴史とも言い換えることができよう。「古老曰」と記されているこの伝承を、瀧口泰行氏の言われるように(注36)、「語り」を土台としていと捉えるならば、ストーリーの展開による物語性、及び視点の移動による客観的な語り口に、信仰・儀礼を離れた、より熟練された「語り」Vとして夜刀神伝承を捉えることも許されよう。

このように見てくると、同じように内部・外部の視点を持ち、①㉑㉒の背後にある意識の統合を持ち、土地占有の歴史を語ろうとする粒丘伝承にも、より整理・熟練された「語り」Vとして在地では語られていた可能性が出てくる。その点で言えば、他の「国占め」V伝承に比して、「語り」Vとしてはより洗練されたものとして粒丘伝承を位置づけることもできよう。

## 結

以上、「国占め」V伝承という角度から粒丘伝承を考え直してきた。

一章では、粒丘伝承における「国占め」V行為として、②「許し海中」⑤「漁之」⑥「以杖刺地」の三つを考

えた。

そして二章では、その三つの行為に、①土地の霊を掌握する(⑤)、⑩神鎮座の標示(⑥)、⑭外部侵入を防ぐ(②)、という意義のあることを述べた。三章ではそれら①⑩⑭のような思想が上代に広くあったことを、「占む」<sup>標</sup>の語と儀礼的な面から考えてみた。

四章では、他の「国占め」V伝承に比して、粒丘伝承が①⑩⑭をもつ点で特異であることについて考えた。ここでは、①⑩⑭はそれぞれに語ろうとする意識・目的や視点が違っている(①土地占有の原初・外部からの視点、⑩土地占拠の事実、⑭土地占有の継続・内部からの視点)ことを述べた。そのような意識の差を統合する形で土地占有の歴史を語ろうとしている点で、粒丘伝承は物語性を有する。故に、夜刀神伝承とも通じる、より洗練された「語り」Vとして存在したろうことを想定してみた。

粒丘伝承は、土地占有の儀礼と密接な関係にある。が、伝承として見た時、それは単に儀礼を忠実に反映したということにとどまらない。土地占有の歴史を語ろうとする点で物語性をもつことから、儀礼や時代思潮を離れて、「語り」Vとして文芸的昇華を遂げようとしている、とも言えることができる。



この点に、△国占め▽伝承の展開した形として粒丘伝承を捉えることができるのではあるまいか。

注1 『時代別国語大辞典上代編』(三省堂・S 42・12)

2 播磨国風土記に「国占め」が多く見られる理由としては、播磨国が畿内に接する開拓地であったことや、山陽道・出雲道及び瀬戸内海に面するという地理的条件による、人の出入りの多さなどに起因しているかもしれない。

3 風土記の本文は、日本古典文学大系『風土記』(岩波書店、S 33・4)によったが、多少改めたところもある。

4 古事記の本文は、西宮一民氏編『古事記』(桜楓社・S 48・4)によった。

5 日本書紀の本文は、日本古典文学大系『日本書紀』上・下(岩波書店)によった。

6 松村武雄氏『日本神話の研究』三卷(培風館・S 30・11) p 464

7 尾畑喜一郎博士「比較研究における本邦国生み神話」(古事記の成立と構想)(桜楓社・S 60・9) p 83)

8 近藤喜博氏は、記紀の国譲り神話や当該伝承における剣による呪的所作について、「驚嘆すべき新羅輸入」の「散楽的曲芸」とされ、「諸悪霊諸精霊に対して偉大なる呪力作用を期待するものがあつたのであろう」とされた。(剣尖に坐す神)国学院雑誌61-5 S 35・5)

9 この部分を「粒丘に上る」ととるのが武田祐吉氏(岩波

文庫『風土記』(S 12・4)・上代文学集(博文館 S 4・1)、植木直一郎氏(大日本文庫『風土記集』春陽堂・S 10・6)であるが、この場合、「宇頭川底」とあることから諸注に従って溯る意とする。

10 岡田精司氏「大化前代の服属儀礼と新嘗——食国(ヲスクニ)の背景——」(『古代王権の祭祀と神話』塙書房・1970・4)及び、小松和彦氏「日本神話における占有儀礼」(『日本神話と祭祀』有精堂 S 52・2)

11 岡田氏前掲論文(注10)

12 秋本吉徳氏『日本神話必携』(稲岡耕二氏編、学燈社・S 57・10) p 163

13 吉野裕氏東洋文庫『風土記』(平凡社 S 44・8) p 71

14 別伝としての「又云」は宍禾郡伊和村、「二云」の例は播磨郡伊和里手苅丘・少川里、揖保郡阿豆村・越部里・宗我富・桑原里、宍禾郡御方里、神前郡多馳里稷岡がある。

15 岡田氏前掲論文(注10)

16 実際の儀礼としては、神と人とが共食によって交歓する直会の如きものがあつたのだろう。今の場合も、食事を通しての、神と土地の霊との交歓ということになるだろうが、そうとしても土地の霊の服従ということが前提となろう。

17 祝詞の本文は日本古典文学大系『古事記祝詞』(岩波書店・S 33・6)によった。

18 住吉大社神代記の本文は田中卓氏「校註住吉大社神代記」(『田中卓著作集』7、国書刊行会・S 60・7)によっ

- た。
- 19 次田潤氏『祝詞新講』(明治書院・S 2・7) p 91 山田英雄氏の説として挙げる。
- 20 古語拾遺の本文は岩波文庫『古語拾遺』(西宮一民氏校注 S 60・3) によった。
- 21 『古事記伝』(本居宣長全集十巻、筑摩書房・S 43・11) p 33では、万葉集の「庭中の阿須波の神に小柴さし我は斎はむ帰り来むまで」に(巻二〇・四三五〇)などを引用し、「足踏立る地を守り坐す神」としている。
- 22 万葉集の本文は、日本古典文学全集『万葉集』一〜四(小学館)によったが、多少改めたところもある。
- 23 土橋寛氏『古代歌謡と儀礼の研究』(岩波書店・S 40・12) p 288
- 24 高崎正秀氏『文学以前』(桜楓社・S 33・11) p 194
- 25 斉藤静隆氏「来目歌の原質」(国学院大学大学院紀要 12 S 55・3)
- 26 折口信夫氏は、「賀茂祭りに、みあれに(としての意)立てた奥山の神」を「根こじの物」とされているが、(H)の場合も神の寄り来るミアレ木としてあったのだろう。(「幣束から旗さし物へ」折口信夫全集二巻 p 213)
- 27 高田昇氏「播磨風土記注釈余滴」——起源説話における類型的表現の背景——(第二次芦屋ゼミ7号 S 59・3)
- 28 アシハラノシコヲの伝承は播磨国風土記では、「大物主葦原志許」を含めて六箇所に載るが、当該伝承は「國主」
- 「主神」と記す点で他の伝承とは区別される。
- 29 (イ)以外に「占」占國」とある伝承には、揖保郡飯盛山・香山里、宍粟郡伊奈加川・伊加麻川、讃容郡凍野があるが、神の行為が書かれていないのでここではとりあげない。
- 30 「なほやなりなむ」(小学館・日本古典文学全集『万葉集』)の訓もあるが、『万葉集注釈』等に従う。
- 31 土地を占める民俗としては「ヂモライ」(奈良県吉野郡天川、『分類山村語彙』)や、焼畑の火入れの際に山の神を祭ることなどがある。いずれもその土地の山の神を対象として行なわれる。土地占有に際して、土地に居る靈的なモノを、祭ることを通して掌握せねばならなかったのだろう。また、地主神・屋敷神の信仰なども関わってこよう。
- 32 播磨国風土記が伝承の分断を為したことについては、拙稿「八褶墓V八四丘V伝承における地名起源の機能——播磨国風土記編纂者の文芸意識——」(日本文学論究・46 S 62・3)で述べたことがある。ここでは、分断を避けた伝承もあることを述べた。
- 33 秋本吉徳氏(「風土記神話論——伊和大神をめぐる——」)古事記年報18 S 51・1)は、大神を元来宍粟郡伊和村の部落神であったと説かれている。
- 34 土地神の認定法としては、青木紀元氏「風土記の神」(日本神話の基礎的研究)風間書房 S 45・3)により、土地名

を冠する神とする。

35 同様に神の土地占拠を語る伝承として、神が「くに在す」形をとるものがある。(傍磨郡英賀里・豊国村・因達里、揖保郡飯盛山、宍禾郡阿和賀山、託賀郡花波山、美囊郡吉川里など) これらも一種の八国占めV伝承として捉えることができるのかもしれない。

36 瀧口泰行氏「夜刀神伝承とその性格——「古老曰」をめぐって——」(常磐学園短期大学研究紀要15号S.61・12)  
なお、氏は、「古老」を、「箭括の麻多智の一族の一人である可能性が高い」とされている。粒丘伝承も背後に氏族的祭儀に関わる「古老」を想定することもできるかもしれない。

(付記)

本稿は平成元年度上代文学会大会での研究発表を基にしたものである。発表の席上、諸先生方から貴重な御教示をいただいたことを感謝したい。